

法務部矯正署泰源技能訓練所受刑人累進處遇評分注意事項

94年7月1日所務委員會通過
 95年9月1日所務委員會通過
 增加第1點之1、修正第3點
 第1項內容

- 一、受刑人累進處遇適用刑法第77條於86年11月26日修正公布實施之後者：
- (一)、依行刑累進處遇條例第19條及同法19條之1所定之責任分數暨行刑累進處遇條例施行細則第21條、21條之1意旨訂定之。
- (二)、累進處遇之教化、操行成績起分及每月遞加分數與各級責任分數，訂定如下：

表1：各刑期之教化、操行起分標準及初犯、累犯、撤假之每月晉分標準

刑期	起分	初犯每月遞加分數	累犯及撤銷假釋犯每月遞加分數
6月-1年6月	2.2分	每月0.2分	每月0.1分
1年6月-3年	2.1分	每月0.2分	每月0.1分
3年-4年	2.0分	每月0.1分	每2月0.1分
4年-5年	2.0分	每2月0.1分	每3月0.1分
5年-6年	1.8分	每2月0.1分	每3月0.1分
6年-7年	1.8分	每3月0.1分	每4月0.1分
7年-8年	1.6分	每3月0.1分	每4月0.1分
8年-9年	1.4分	每3月0.1分	每4月0.1分
9年-10年	1.3分	每3月0.1分	每4月0.1分
10年-11年	1.1分	每3月0.1分	每4月0.1分
11年-12年	0.9分	每3月0.1分	每4月0.1分
12年-15年	0.6分	每3月0.1分	每4月0.1分
15年-18年	0.6分	每4月0.1分	每5月0.1分
18年-21年	0.4分	每4月0.1分	每6月0.1分
21年-24年	0.4分	每5月0.1分	每7月0.1分
24年-27年	0.2分	每5月0.1分	每7月0.1分
27年-30年	0.2分	每6月0.1分	每8月0.1分
30年以上或無期	0.1分	每6月0.1分	每8月0.1分

表2：各類別刑期之責任分數

類別	刑期	第1級	第2級	第3級	第4級
1	6月以上1年6月未滿	36分	30分	24分	18分
2	1年6月以上3年未滿	60分	48分	36分	24分
3	3年以上6年未滿	144分	108分	72分	36分
4	6年以上9年未滿	180分	144分	108分	72分
5	9年以上12年未滿	216分	180分	144分	108分
6	12年以上15年未滿	252分	216分	180分	144分
7	15年以上18年未滿	288分	252分	216分	180分
8	18年以上21年未滿	324分	288分	252分	216分
9	21年以上24年未滿	360分	324分	288分	252分
10	24年以上27年未滿	396分	360分	324分	288分
11	27年以上30年未滿	432分	396分	360分	324分
12	30年以上或無期	468分	432分	396分	360分

備註：本表列責任分數，於少年受刑人減少 3 分之 1 計算。累犯責任分數逐級增加 3 分之 1，撤銷假釋者其殘刑部分逐級增加責任分數 2 分之 1，累再犯合併執行者，依刑期比例換算責任分數。

一之一、受刑人累進處遇適用刑法第 77 條於 94 年 2 月 2 日修正公布，95 年 7 月 1 日實施之後者：

- (一)、依行刑累進處遇條例第 19 條及同法 19 條之 1 所定之責任分數暨行刑累進處遇條例施行細則第 21 條、21 條之 1 意旨訂定之。
- (二)、累進處遇之教化、操行成績起分及每月遞加分數與各級責任分數，訂定如下：

表 1：各刑期之教化、操行起分標準及初犯、累犯、撤假之每月晉分標準

刑期	起分	初犯每月遞加分數	累犯及撤銷假釋犯每月遞加分數
6 月-1 年 6 月	2.2 分	每月 0.2 分	每月 0.1 分
1 年 6 月-3 年	2.1 分	每月 0.2 分	每月 0.1 分
3 年-4 年	2.0 分	每月 0.1 分	每 2 月 0.1 分
4 年-5 年	2.0 分	每 2 月 0.1 分	每 3 月 0.1 分
5 年-6 年	1.8 分	每 2 月 0.1 分	每 3 月 0.1 分
6 年-7 年	1.8 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
7 年-8 年	1.6 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
8 年-9 年	1.4 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
9 年-10 年	1.3 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
10 年-11 年	1.1 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
11 年-12 年	0.9 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
12 年-15 年	0.6 分	每 3 月 0.1 分	每 4 月 0.1 分
15 年-18 年	0.6 分	每 4 月 0.1 分	每 5 月 0.1 分
18 年-21 年	0.4 分	每 4 月 0.1 分	每 6 月 0.1 分
21 年-24 年	0.4 分	每 5 月 0.1 分	每 7 月 0.1 分
24 年-27 年	0.2 分	每 5 月 0.1 分	每 7 月 0.1 分
27 年-30 年	0.2 分	每 6 月 0.1 分	每 8 月 0.1 分
30 年-33 年	0.1 分	每 6 月 0.1 分	每 8 月 0.1 分
33 年-36 年	0.1 分	每 7 月 0.1 分	每 9 月 0.1 分
36 年-39 年	0.1 分	每 8 月 0.1 分	每 10 月 0.1 分
39 年以上	0.1 分	每 8 月 0.1 分	每 10 月 0.1 分
無期徒刑	0.1 分	每 10 月 0.1 分	每 10 月 0.1 分

表 2：各類別刑期之責任分數

類別	刑期	第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級
1	6 月以上 1 年 6 月未滿	36 分	30 分	24 分	18 分
2	1 年 6 月以上 3 年未滿	60 分	48 分	36 分	24 分
3	3 年以上 6 年未滿	144 分	108 分	72 分	36 分
4	6 年以上 9 年未滿	180 分	144 分	108 分	72 分
5	9 年以上 12 年未滿	216 分	180 分	144 分	108 分
6	12 年以上 15 年未滿	252 分	216 分	180 分	144 分
7	15 年以上 18 年未滿	288 分	252 分	216 分	180 分
8	18 年以上 21 年未滿	324 分	288 分	252 分	216 分
9	21 年以上 24 年未滿	360 分	324 分	288 分	252 分

10	24 年以上 27 年未滿	396 分	360 分	324 分	288 分
11	27 年以上 30 年未滿	432 分	396 分	360 分	324 分
12	30 年以上 33 年未滿	468 分	432 分	396 分	360 分
13	33 年以上 36 年未滿	504 分	468 分	432 分	396 分
14	36 年以上 39 年未滿	540 分	504 分	468 分	432 分
15	39 年以上	576 分	540 分	504 分	468 分
16	無期徒刑	612 分	576 分	540 分	504 分

備註：本表列責任分數，於少年受刑人減少 3 分之 1 計算。累犯責任分數逐級增加 3 分之 1，撤銷假釋者其殘刑部分逐級增加責任分數 2 分之 1，累再犯合併執行者，依刑期比例換算責任分數。

- 二、受刑人累進處遇適用刑法第 77 條於 86 年 11 月 26 日修正公布實施之前者：
- (一)、依行刑累進處遇條例第 19 條所定之責任分數及同法施行細則第 21 條之意旨訂定之。
- (二)、累進處遇之教化、操行成績起分及每月遞加分數與各級責任分數，訂定如下：

表 1：各類別刑期之教化、操行起分標準及每月晉分標準

類別	刑期	起分	每月遞加分數
1	6 月-1 年 6 月	2.4 分	0.1-0.3 分
2	1 年 6 月-2 年	2.2 分	
	2 年-3 年	2.0 分	
3	3 年-4 年	1.8 分	
	4 年-5 年	1.6 分	
	5 年-6 年	1.5 分	
4	6 年-7 年	1.4 分	0.1-0.2 分
	7 年-8 年	1.3 分	
	8 年-9 年	1.2 分	
5	9 年-10 年	1.1 分	0.1 分
	10 年-11 年	1.0 分	
	11 年-12 年	0.9 分	
6	12 年-13 年	0.8 分	
	13 年-14 年	0.7 分	
	14 年-15 年	0.6 分	
7	15 年-21 年	0.5 分	每 2 月 0.1 分
	21 年以上	0.3 分	每 3 月 0.1 分
8	無期徒刑	0.1 分	

表 2：各類別刑期之責任分數表

類別	刑期	第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級
1	6 月以上 1 年 6 月未滿	36 分	30 分	24 分	18 分
2	1 年 6 月以上 3 年未滿	60 分	48 分	36 分	24 分
3	3 年以上 6 年未滿	144 分	108 分	72 分	36 分
4	6 年以上 9 年未滿	180 分	144 分	108 分	72 分
5	9 年以上 12 年未滿	216 分	180 分	144 分	108 分
6	12 年以上 15 年未滿	252 分	216 分	180 分	144 分
7	15 年以上	288 分	252 分	216 分	180 分

8	無期徒刑	432	360	288	216
備註：本表列責任分數，於少年受刑人減少 3 分之 1 計算。累犯責任分數逐級增加 5 分之 1，撤銷假釋者其殘刑部分逐級增加責任分數 2 分之 1，累再犯、撤銷假釋殘餘刑期合併執行者，依刑期比例換算責任分數。					

三、一般規定：

- (一)、第 1 類別之受刑人入監當月報編，第 2 類別至第 4 類別受刑人入監考核滿 1 個月報編，第 5 類別至第 12 類別受刑人入監考核滿 2 個月報編，第 13 類別至第 16 類別受刑人入監考核滿 3 個月報編。
 - (二)、違規受刑人受停止戶外活動 1 至 4 日處分者，應停止記分 1 個月；受停止戶外活動 5 至 7 日處分者，應停止記分 2 個月。
 - (三)、違規受刑人停止記分 2 個月者，恢復記分時其操行、教化分數依原得分數核低 1.5 分；停止記分 1 個月者核低 1.0 分；違規未受停止記分處分者核低 0.8 分，但已符合縮刑者，其教化、操行分數各核低至 2.9 分。
 - (四)、少年受刑人教化分數之起分，依本注意事項所列起分標準增加 1 分。
- 四、本注意事項經所務委員會通過後實施，修正時亦同。